

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬友会定款第22条並びにその他の各規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の基準)

第2条 役員等の報酬は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

(役員報酬)

第3条 前条の役員に対し、次により報酬を支給する。

(1) 理事長 月額 200,000 円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等には、次に定める費用を弁償する。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 理事会に出席したとき | 日額 5,000 円 |
| (2) 監事が監査を行ったとき | 日額 10,000 円 |
| (3) 評議員会に出席したとき | 日額 5,000 円 |
| (4) その他の委員等が職務のため会議等に出席したとき | 日額 5,000 円 |

2 非常勤の役員及び委員には、その職務を執行するために要した交通費、日当等を弁償する。

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会・理事会の同意を得、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成23年5月23日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(一部改正)